

前橋工科大学履修規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第 90 号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学学則（平成 25 年規則第 2 号。以下「学則」という。）第 10 条、第 12 条及び第 29 条第 2 項の規定に基づき、授業科目名等の細目、履修方法の細目及び卒業の要件の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修の制限等)

第2条 学生は、学則第 11 条第 1 項の規定により承認を受けた授業科目以外の授業科目を履修し、単位を修得することはできない。

2 学則第 11 条第 1 項の規定により履修の承認を受けた授業科目は、次の場合に限り変更することができる。

- (1) 時間割が変更になった場合
- (2) 履修指導上の観点からその必要が認められた場合

3 同一の授業科目を同一学期に複数開講している場合は、指定の授業時間に受講しなければならない。

4 学生は、授業時間の重複する授業科目を同時に履修申請することはできない。

(授業開講時間帯)

第3条 授業は、月曜日から金曜日までの 1 時限から 6 時限までの時間帯で開講する。

2 授業時間については、別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を聴いて、授業開講時間帯及び授業時間を変更し、開講することができる。

(専門教育科目の履修)

第3条の 2 専門教育科目のうち、配当年次が 2 年次以上の科目の履修については、本学に 1 年以上在学（編入学生を除く。）し、教育プログラムへの配属が確定した学生について承認する。

(卒業研究の履修)

第4条 卒業研究の履修は、本学に 3 年以上（第 2 年次に編入学した学生の場合は 2 年以上、第 3 年次に編入学した学生の場合は 1 年以上）在籍し、次に掲げる条件を備えている学生について承認する。

- (1) 1 年次及び 2 年次の必修科目の単位を全て修得していること。

- (2) 別表に定める教養基礎科目の卒業要件の単位を全て修得していること。
- (3) 別表に定める合計の卒業要件の単位の4分の3以上を修得していること。
- (4) 教育プログラムごとに別に定める要件を満たしていること。

(他学群の授業科目等の履修)

第5条 学生が、学則第11条第3項の規定により、他学群の授業科目を履修しようとするとき、又は所属学群の他の教育プログラムの授業科目（以下「自由科目」という。）を履修しようとするときは、あらかじめ当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

2 他学群の履修できる授業科目は、学群間の協議により別に定める。

(大学院の授業科目の履修)

第5条の2 学生は、学則第11条第5項の規定により、本学大学院工学研究科の授業科目を履修しようとする場合は、あらかじめ進学を希望する専攻に係る専攻主任の推薦及び学長の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等の授業科目の履修)

第6条 学生が、学則第15条第3項の規定により、他大学等の授業科目を履修しようとする場合で、教育上有益と認める他大学等の授業科目の単位の修得又は単位互換協定大学の授業科目の単位の修得については、別に定める。

(授業科目及び卒業要件等)

第7条 工学部、各学群及び各教育プログラムにおける、授業科目、単位数及び卒業要件等は、別表のとおりとする。

2 自由科目及び他学群並びに他大学等において修得した単位のうち、卒業要件として認定される科目区分及び単位数は、次のとおりとする。

- (1) 自由科目及び他学群 専門教育科目の専門科目として10単位まで
 - (2) 他大学等 教養基礎科目の人文・社会科学科目として10単位まで
- (特別講義)

第8条 前条に定めるもののほか、教育上有益と認められる場合は、学長は、教授会の意見を聴いて、特別講義を開講することができる。

(授業科目の単位認定)

第9条 授業科目の単位の認定は、履修の承認を得た授業科目に限り行うものとする。ただし、履修の承認を得た授業科目の出席時間数が、当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合は、原則として単位を認定しないものとする。

(不正行為に対する措置)

第10条 学則第15条第2項に規定する試験等において不正行為のあった者について

ては、当該学期の科目の単位の履修を全て無効とするほか、学則第54条第1項の規定による懲戒を行う。

(再履修)

第11条 学則第15条第1項の規定による単位の修得が認められなかつた授業科目は、再度申請し、履修することができる。

(追試験)

第12条 学則第18条第2項の規定により追試験を受けることを希望する学生は、追試験願及び試験を受けられなかつた理由を証する文書を、指定された期間内に学長に提出しなければならない。

(学習の評価)

第13条 学則第19条に規定する学習の評価は、次のとおりとする。

- (1) S 90点以上
- (2) A 80点以上90点未満
- (3) B 70点以上80点未満
- (4) C 60点以上70点未満
- (5) D 60点未満

2 学生は、学生本人の成績評価について疑義があるときは、異議を申し立てることができる。

(書類の様式)

第14条 追試験願の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学の設置及び管理に関する条例（平成8年前橋市条例第34号）に基づき設置された前橋工科大学（以下「本学」という。）に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、廃止前の前橋工科大学履修規程（平成13年工科大学訓令甲第20号）の例による。

3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

4 施行日の前日において本学に在学する学生（同日をもって卒業する者及び除籍される者を除く。）になされた履修、成績評価、試験その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成26年2月10日規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（平成27年1月17日規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（平成27年3月26日規程第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（平成28年12月28日規程第 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（平成30年1月11日規程第2号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月21日規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（令和2年1月9日規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学する者については、この規程の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の別表の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（令和2年8月28日規程第18号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規程第23号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学する者については、この規程の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に編入学、再入学又は転入学をする者については、この規程の別表の規定にかかわらず、当該者が編入学、再入学又は転入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（令和3年6月29日規程第10号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年1月26日規程第1号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋工科大学履修規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本学に入学する者について適用し、施行日前に本学に在学し、施行日以後も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度若しくは令和5年度に編入学若しくは転入学をする者又は令和4年度から令和6年度までの間に再入学をする者については、改正後の規程の規定にかかわらず、これらの者が編入学、転入学又は再入学をする年次に属する学生の例による。

別表（第4条、第7条関係）

1 工学部共通

2 建築・都市・環境工学群 (土木・環境プログラム)

(建築都市プログラム)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
学群共通科目	建築都市環境工学概論 I	1	2			○			必修7科目18単位を含む26単位以上を修得
	建築都市環境工学概論 II	1	2			○			
	環境の科学	1	2			○			
	図学デザイン	1	2				◎		
	構造力学基礎	1	2			○			
	情報処理技術概論	1	2			○			
	循環システム工学	2		2		○			
	デザイン史 I	2		2		○			
	情報メディアデザイン	2		2		○			
	空間造形基礎	2		2			◎		
	人間工学基礎	2		2		○			
	景観・環境基礎論	2		2		○			
	建設産業と生産	2		2		○			
	計画数理	2		2		○			
	生活空間デザイン基礎	2		2		○			
	プロダクトデザイン基礎	2		2		○			
	卒業研究	4	6					☆	
専門教育科目	建築設計基礎	2	2					◎	必修17科目34単位を含む52単位以上を修得
	建築設計 I	2	2					◎	
	建築設計 II	3	2					◎	
	建築計画 I	2	2			○			
	建築計画 II	2	2			○			
	建築史 I	2	2			○			
	都市デザイン	2		2		○			
	建築環境工学 I	2	2			○			
	建築環境工学 II	2	2			○			
	建築設備 I	3	2			○			
	都市環境計画 I	3		2		○			
	建築材料	2	2			○			
	建築構造力学 I	2	2			○			
	建築構造力学 II	2		2		○			
	鉄筋コンクリート構造 I	2	2			○			
	鋼構造 I	2	2			○			
	建築設計 III	3		2				◎	
	建築設計 IV	4		2				◎	
	建築計画実験	3		2				◎	
	建築環境実験	3		2				◎	
	建築構造実験	3		2				◎	
	建築計画特論	4		2		○			
	建築環境特論	4		2		○			
	建築構造特論	4		2		○			
	建築史 II	3	2			○			
	バウビオロギー I	2		2		○			
	バウビオロギー II	2		2		○			
	建築計画 III	3		2		○			
	都市環境計画 II	3		2		○			
	環境デザイン	3		2		○			
	空気環境学	3		2		○			
	建築音響学	3		2		○			
	建築設備 II	3		2		○			
	建築法規	3	2			○			
	建築構法	2	2			○			
	建築構造計画	2		2		○			
	建築構造力学 III	3		2		○			
	鉄筋コンクリート構造 II	3		2		○			
	鋼構造 II	3		2		○			
	地盤・建築基礎構造	3		2		○			
	耐震工学	3		2		○			
	建築施工	3	2			○			

(工学デザインプログラム)

3 情報・生命工学群

(情報システムプログラム)

(医工学プログラム)

(生物応用プログラム)